

京都大学教育研究振興財団助成事業
成 果 報 告 書

平成 22 年 4 月 5 日

財団法人京都大学教育研究振興財団
会 長 辻 井 昭 雄 様

所属部局・研究科 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

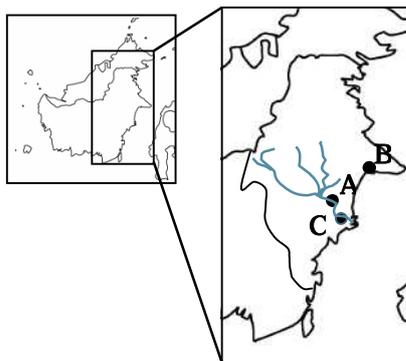
職 名・学 年 大学院生・一貫博士課程5年

氏 名 鈴木 遥

事業区分	平成 21 年度 ・ 中期派遣助成	
研究課題名	地域住民による熱帯林資源の持続的利用：インドネシア東カリマンタン州におけるボルネオテツボク（Eusideroxylon zwageri Teijsm. & Binn.）の事例から	
受入機関	カリマンタンR&D研究所 (Forestry Research and Development Institute of Kalimantan)	
渡航期間	平成 22 年 1 月 6 日 ～ 平成 22 年 3 月 16 日	
成果の概要	タイトルは「成果の概要／報告者名」として、A4版2000字程度・和文で作成し、添付して下さい。「成果の概要」以外に添付する資料 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()	
会計報告	交付を受けた助成金額	500,000 円
	使用した助成金額	500,000 円
	返納すべき助成金額	0 円
	助成金の使途内訳 旅 費 の 内 容) (使用	①渡航費(大阪～インドネシア・ジャカルタ100,000円、ジャカルタ～バリクパパン10,000円) ②滞在費(現地交通費100,000円、調査許可申請代25,000円、宿泊費280,000円、文献購入・複写代20,000円) 上記の経費に充当

1. 旅程と調査内容 地図をのせる

インドネシア地域社会における人々による木材資源の持続的な利用のあり方を検討することを目的とし、インドネシア東カリマンタン州において、木材資源の生産・流通に対する規制が強化されつつある現地社会の状況を、木材として有用な樹種であるボルネオテツボク (*Eusideroxylon Zwageri* Teijsm. & Binn.) の生産現場に注目して調査した。



インドネシア東カリマンタン州
(水色で示しているのはマハカム川)
A: スンブル・サリ村
B: サンクリラン市

地図1 調査地域の位置

現地での旅程と調査内容について述べる。まず、インドネシア・ジャカルタで研究技術省から調査許可を得た後、調査地域である東カリマンタン州へ移動した。東カリマンタン州には約一ヶ月半滞在した。州都サマリング市には延べ2週間滞在し、カリマンタン R&B 研究所で同州の木材生産に関する先行研究資料および統計資料を収集した。さらに、同研究所では受け入れ研究者である Tien Wahyuni 研究員とフィールドワークに関する打ち合わせなどを行った。ボルネオテツボクの生産活動に関してフィールドワークを行ったのは、インドネシア東カリマンタン州クタイ・カルタヌガラ県スブルー郡スンブル・サリ村(以下ではS村と記載する)と、同州クタイ・ティモール県サンクリラン市(以下ではS市と記載する)である(地図1)。両地域には約二週間ずつ滞在し、県・

郡事務所、林業局において木材の生産状況、ボルネオテツボクの生産量、生産規制の状況と問題点などに関する聞き取り調査を行った。さらに、製材所をはじめとする地域内にみられる木材の生産現場において、ボルネオテツボクの製材状況、生産規制に対する製材従事者の対応などに関して聞き取り調査を行った。

2. フィールドワークよりえられた成果

東カリマンタン州におけるボルネオテツボクの生産に関する近況を把握した。

表1 2003年から2006年にかけての東カリマンタン州外へのボルネオテツボクの流通量の推移

年	流通量(m ³)
2003	33561
2004	47352
2005	70322
2006	54174

同州におけるボルネオテツボクの生産量を明らかにすることはできなかった。これは、同州で生産された木材量について生産者は政府機関に報告する義務はなく、このため政府機関はこの生産量を十分に把握していないためである。一方、ボルネオテツボクの州外への流通量については政府機関に提出された流通業者からの報告書より知ることができた。表1はこの記載を集計して近年のボル

ネオテツボクの州外への流通量をまとめたものである。ここから、近年州外へのボルネオテツボクの流通量は増加傾向にあることがわかる。ボルネオテツボクの州外への流通は2006年に州政府によって定められた法律により制限されつつある。このため、2006年の流通量は減少傾向に転じている。

同州内のボルネオテツボクの生産活動は、流通規制の強化にともなって減少傾向にあることがわかった。生産者によれば、ボルネオテツボクの生産活動自体も法律によって制限されているが、現場では政府による監視はないために違法に活動を続けることが可能であるという。しかし、ボルネオテツボクの流通活動は運搬道路で政府関係者や警察によって厳しく取り締まわれているため、木材生産者は木材を生産しても流通できないという状況にある。このためボルネオテツボクの生産活動も減少傾向にあるという。

同州におけるボルネオテツボクの流通活動をめぐる状況は、2000年の法律改正によって大きく変化していた。この法改正により、木材生産・流通に関わる人々は州政府より新たに流通許可を得る必要が生じた。州外へのボルネオテツボクの流通活動のほとんどはいくつかの華人系の大手木材会社によって行われているが、これらの会社は新しい流通許可を得て活動を続けている。しかし一方、州内への木材流通を担っている小規模な木材小売店や製材所などでは、新たに流通許可を申請する際にかかる手数料を払うことができないという理由で、流通許可を更新できずにいるところが多いという。このため、この法改正の結果、州内のボルネオテツボクの生産・流通活動が大幅に縮小される状況にある。

調査地域 S 村と S 市におけるボルネオテツボクの製材状況を明らかにした。



写真1 S村の小規模製材所
(筆者撮影)

S村とS市の両地域では、人々はジャワやカリマンタンの他州などから移住してきた。両地域における人々の移住は1980年代前半ごろからみられた。S村では人々は政府の移住政策のもとに移住してきている。開村当時人々は政府から農地を配分され、農業に従事することが推進された。ところが、住民の多くは農業ではなく高収入を得ることのできる木材生産活動に従事したという。彼らは村周辺の森林において樹木を伐採し、その原木を仲買人に売ったという。2000年以降になると、S村内には家族規模

で経営される小規模製材所が多くつくられた。その数は88にのぼる。ここでは主にボルネオテツボクのフローリング材が生産されている。製材所あたりのフローリング材生産量は多い時で約10 m³/日であるというが、この生産量は製材所によって大きくバラつきがあり、さらに年々減少しているという。木材の生産・流通政策が厳しくなった2006年以降、これらの生産量は急激に落ち込んでいる。本調査を行った時には、村内の製材所の三分の一近くは活動を休止している状況であった。こうした状況のなか、生産者の中には製材活動に見切りをつけ農業や村近隣のパルプ企業での就業へと生業を転換する人もみられた。



写真 2 S市の製材所で生産された木材を船に積み込む様子（筆者撮影）

一方のS市では、人々は自主的に移住してきている。S市には華人によって経営される大規模な製材所が5つみられ、ここで働く人々は製材活動に関わるためにジャワやスラウェシから移住していたという。彼らは製材所の敷地内に住居を構え生活している。S市内に農地などの土地を持っている者はいない。この製材所では主にボルネオテツボクやメランティなどの材種の建材用角材が生産されている。製材所あたりの角材の生産量は約50 m³/日であるという。ただしこの値は製材所によって大きくバラつく。これらの製材所における木材生産

量は減少傾向にあるが、S市の製材所のように活動を休止するほどのところはなかった。この理由として、大規模製材所では木材生産・流通の新たな規制に対して、すぐに新たな生産・流通許可をとることで対応できている点が挙げられる。しかし、仮にこれらの製材活動が立ち行かなくなった時、S市に土地などを持たない製材従事者は生業を失い行き場がなくなることが危惧される。

3. これまでの研究成果を含めた考察

これまで筆者は当該地域におけるボルネオテツボクの木材としての利用について研究を行ってきた。そのなかでは、ボルネオテツボクは人々の住居の建材として有用な材種であることが明らかになっている。今回の調査成果をふまえて当該社会におけるボルネオテツボクをめぐる状況について考察を行えば、木材の生産・流通規制によって制限を受けているのは同州内への木材供給を担ってきた小規模な小売店や製材所であるため、彼らの活動を保障することによって地域内の安定的なボルネオテツボクの供給体制ができると考えられる。この点に関して、今後さらに考察を深めてゆきたい。

4. 成果発表の予定

本調査内容は投稿論文としてまとめ、『アジア・アフリカ地域研究』の10-2号に投稿する予定である。さらに、2010年度に提出予定にしている博士論文の一部としてまとめる予定にしている。

貴財団よりいただきました研究助成によって、本調査を無事に遂行することができました。心より御礼申し上げます。ありがとうございました。